

令和5年度 いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき、本校児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的として、以下のように基本方針を策定する。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

第2条 この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

1 基本理念（いじめに対する姿勢）

- (1) いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めるようにする。
- (3) いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、市民等及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

2 いじめ対策の校内組織の設置

本校では、いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

(1) 名称	「いじめ対策協議会」 (平時は「生徒指導協議会」)	「いじめ根絶チーム」 (平時は「生徒指導部会」)
(2) 構成員	・ 全教職員	・ 平時は、校長、教頭、教務、生徒指導主事、養護教諭とする。事案に応じて校長が認める者が加わる。 ・ 重大事案が発生した場合には、いじめ根絶チームを母体とし、適切な外部人材を加える。
(3) 役割	・ 毎月1回程度、全教職員でいじめを含む生徒指導上の問題について情報交換や協議を行う。また、必要に応じていじめ防止に関する研修を行う。	・ いじめ防止基本方針の見直し、調査、評価等の実施を行う。 ・ 事案発生時いじめの措置に関する取り組みの意志決定を行う。 ・ いじめに関する研修を推進する。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取り組みと活動計画

(1) 学校を主体とした取り組みについて

		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容	
いじめの未然防止		<input type="checkbox"/> 規範（ルール）意識の徹底 <input type="checkbox"/> 基礎的・基本的な学力の定着 <input type="checkbox"/> 自己有用感を高める働きかけ <input type="checkbox"/> 情報モラルの徹底 <input type="checkbox"/> 自己理解、他者理解を促進する心理教育の視点を取り入れた支援	<input type="checkbox"/> 生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 <input type="checkbox"/> 家庭学習の習慣化 <input type="checkbox"/> 地域での様々な活動への参加 <input type="checkbox"/> スマートフォン、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくり	
いじめの早期発見		<input type="checkbox"/> 教育相談・アンケート等による情報収集 <input type="checkbox"/> 集団から離れ、一人である児童への声かけ <input type="checkbox"/> 持ち物にいたずら・紛失があった際の即時対応	<input type="checkbox"/> 日常での子供との会話づくり <input type="checkbox"/> 友達関係についての見守り <input type="checkbox"/> 子どもの持ち物の確認	
いじめの措置	暴力をとまわらない	いじめを受けた側 (被害児童)	<input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を見せることや子どもの話をよく聞き、事実や心情の把握 <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめを行った側 (加害児童)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> 児童相談所等との連携 <input type="checkbox"/> SC利用等、児童の内面理解に基づいた働きかけ	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	暴力をとまわす	いじめを受けた側 (被害児童)	<input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> 教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を示す見せることや子どもの話をよく聞き、事実や心情の把握 <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめを行った側 (加害児童)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> 警察や児童相談所等との連携 <input type="checkbox"/> SC利用等、児童の内面理解に基づいた働きかけ	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への適切な謝罪など
	行為がわかりにくい	いじめを受けた側 (被害児童)	<input type="checkbox"/> 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守ることの約束 <input type="checkbox"/> 本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決	<input type="checkbox"/> 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 <input type="checkbox"/> 問題解決に向けた学校の方針への理解と協力
		いじめを行った側 (加害児童)	<input type="checkbox"/> 事実を確認して、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 <input type="checkbox"/> いじめの原因と背景の調査による根本的解決 <input type="checkbox"/> SC利用等、児童の内面理解に基づいた働きかけ	<input type="checkbox"/> いじめられた児童を守る対応についての理解 <input type="checkbox"/> 冷静に事実を確認することと、子どもの言い分を聞くこと <input type="checkbox"/> 被害児童と保護者への適切な謝罪など
直接関係がない児童		<input type="checkbox"/> 傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 <input type="checkbox"/> 言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	<input type="checkbox"/> いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 <input type="checkbox"/> どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成	

(2) 家庭や地域との連携について

各家庭 (PTA) での取り組み	<input type="checkbox"/> 子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発する (PTA主体による教育講演会の実施等) <input type="checkbox"/> 子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけないときにははっきりと叱ること の実践と啓蒙 <input type="checkbox"/> 父親の子育てへの積極的参加を啓発する
地域での 取り組み	<input type="checkbox"/> 子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼をする <input type="checkbox"/> 近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡を依頼する

(3) 年間活動計画について(未然防止・早期発見と研修及び資料の収集と整理)

		未然防止・早期発見と研修 項目	資料の収集と整理 具体計画
一 学 期	4	<input type="checkbox"/> 学級実態把握、児童相互の関係の把握 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導(同年齢) <input type="checkbox"/> いじめ根絶チーム会(生徒指導部会)	・児童観察、家庭環境調査、定期健康診断など ・学級活動 ・いじめ根絶チーム
	5	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> 個人的な悩みや不安の解消 <input type="checkbox"/> 望ましい人間関係の在り方指導(異年齢) <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 教育相談アンケート(実態調査) <input type="checkbox"/> 研修「いじめ対応研修会(いじめの法的 根拠を含む)」の伝達講習	・児童観察(登校状況把握) ・学級活動 ・児童会活動(1年生をむかえる会)、学校行事(運動会) ・生徒指導協議会 ・第1回Q-U、アンケート5月下旬
	6	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> 第1回Q-Uの分析と対応(実態把握) <input type="checkbox"/> 研修「児童生徒理解」	・児童観察(登校状況把握) ・生徒指導協議会
	7	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査	・児童観察(登校状況把握)
二 学 期	8	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査(夏季休業明	・児童観察(登校状況把握)
	9	けの対応について) <input type="checkbox"/> 規律・ルール徹底 <input type="checkbox"/> いじめ根絶チーム会	・生活のさまりの確認 9月下旬 ・いじめ根絶チーム
	10	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> 自己有用感を高める活動 <input type="checkbox"/> 教育相談アンケート(実態調査)	・児童観察(登校状況把握) ・特別活動(収穫祭等) ・生徒指導協議会、アンケート、児童との個別懇談
	11	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 研修「いじめが起きたと想定した対応 シミュレーション」	・児童観察(登校状況把握) ・生徒指導協議会 ・第2回Q-U
三 学 期	12	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> 保護者との教育相談 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 第2回Q-Uの分析と対応(実態把握)	・児童観察(登校状況把握) ・生徒指導部会 ・生徒指導協議会
	1	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> いじめ根絶チーム会 <input type="checkbox"/> 学級集団を高める活動	・児童観察(登校状況把握) ・いじめ根絶チーム ・学級活動
	2	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> いじめ対策協議会 <input type="checkbox"/> 基礎的・基本的な学力の把握 <input type="checkbox"/> いじめ根絶チーム会(教育課程編成) <input type="checkbox"/> 教育相談アンケート(実態調査)	・児童観察(登校状況把握) ・生徒指導協議会 ・学力テストNRT ・いじめ根絶チーム(「いじめ防止基本方針」の見直し) ・アンケート2月中旬
	3	<input type="checkbox"/> 登校しぶり・不登校調査 <input type="checkbox"/> 学校のいじめ対応の検証と次年度引継 ぎ事項の確認	・児童観察(登校状況把握)

(4) 記録について

いじめの早期発見のための教育相談等の資料については、各担任が1年間保管し、必要に応じて「生徒指導個表」に記録する。また、いじめが発見され、その措置や経緯については、別途の記録用紙に保存し、当該担任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、校長が閲覧できるようにする。記録の公開については、校長の判断のもと決定する。保存期間は、【別紙】のとおりとする。

(5) 重大事態への対応フロー

① 重大事態とは次のことを意味する。

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性な疾患を発症した場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合 等を想定

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず、迅速に着手する。

② 重大事態の判断の留意点

児童または保護者から重大事態が発生したと申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査にあたる。

③ 重大事態発生時は3つの調査主体が調査を行うが、原則不登校重大事態は学校の調査主体が調査を行う。学校が調査主体となる場合の対応は、教育委員会の指導のもと以下のように進める。

1 重大事態の調査組織の設置



- ・ 校長、教頭、該当担任、生徒指導主事、養護教諭からなる調査組織を設置する。
- ・ いじめ根絶チームを母体とし、必要に応じて外部人材を加える。

2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施



- ・ いじめの行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校、教職員に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合って調査する。必要に応じて新たな調査も実施する。

3 いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供



- ・ 調査によって明らかになった事実関係(途中経過を含む)について、適時に適切な方法で報告をする。
- ・ 関係者の個人情報には十分に配慮する。

4 調査結果を教育委員会に報告



- ・ いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は、調査結果にいじめを受けた児童や保護者の意見書も添えて報告する。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 被害を受けた児童を守り、再発を防ぐための取り組みを組織的に実行する。

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど、重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

- (1) いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校評価と合わせ、その結果を公表する。評価方法は、職員・児童・保護者・学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 学校評価の結果を受け、学校のいじめ防止基本方針の見直し、改善を図る。
- (3) 年間を通じて、いじめの発生件数が0件の場合、児童や保護者にその事実を公表する。

【別紙】保存文書及び保存期間

	保存文書等	保存期間
1	・定期調査の記録 ①アンケートの回答原本（1次資料） ②個人面談の記録	・3年間（次年度から） ※ただし、個別のいじめ事案に関するものは5年間
2	①定期のアンケートや個人面談の結果の記録（2次資料） ②学校いじめ対策組織等の議事録 ③「いじめに関する報告書」（市教委に提出した定型様式） ④いじめの通報・相談内容の記録（児童生徒、保護者、地域住民等）	・5年間（次年度から）
3	①個別のいじめ事案の調査に係る記録（記録の保存が必要であると校長が判断した事案） ※自校の「学校いじめ防止基本方針」に記載されている調査や事前・事後の対応に関する記録等を収集する。 例：時系列での記録、定期及び臨時アンケートの回答原本（1次資料）、個人面談・聴取の記録、生徒指導個票、学校いじめ対策組織等の議事録、市教委に提出した報告書、教職員の手書きのメモ類、学校いじめ防止基本方針（事案発生時）、等	・5年間（卒業後から）
4	①個別の重大事態の調査に係る記録 （上記3①に加えて、調査組織の記録（学校主体の調査組織の場合）、再発防止策、等）	・10年間（卒業後から）

【参考】

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成29年3月 文部科学省

第6 調査の実施（記録の保存）

- 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。
- ※学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聞き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
- これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

「不登校重大事態に係る調査の指針」平成28年3月 文部科学省初等中等教育局

第3 不登校重大事態発生時の措置

2 調査の実施

(3) 調査の実施方法

キ 資料の保管

～ アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とすることが望ましい。

「福島市文書取扱規定」最終改正 平成30年3月30日

別表第4（第37条関係）

文書保存期間基準

項目	永年保存	永年保存	5年保存	3年保存	1年保存
35 前各号に掲げる文書に類するもの そのほか保存の必要があると認める文書	特に重要なもの	重要なもの	比較的重要なもの	比較的軽易なもの	軽易なもの